

原町区認定こども園基本構想（素案）について（概要）

1 南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針

（1）経過

本市では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、市内の子どもの数が大きく減少し、今後、少子化の進行も予想されることから、適正な保育サービスの規模の検討が必要となっている。また、公立保育園・公立幼稚園（以下「公立施設」という。）の老朽化等が課題となっている。このことから、令和3年2月、今後の本市の幼児・教育施設の基本的な対応方針「南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針（以下「課題・対応方針」という。）」を定め、課題・対応方針の下、適切な施設規模の設定や認定こども園化及び公私連携の推進、地域の子ども・子育て支援の拠点機能の充実を進めていくものである。

（2）課題

① 子どもの数の減少

今後の市内の子どもの数の推移は次のとおりである。

■市内の0歳～5歳児の総人口予測

【単位：人】

年齢	2020年度	2025年度	2030年度	2035年度	2040年度
0歳児	293	267	238	213	192
1歳児	322	301	268	240	216
2歳児	344	312	277	249	224
3歳児	380	339	302	271	244
4歳児	374	305	271	243	219
5歳児	372	368	336	299	267
合計	2,085	1,892	1,692	1,515	1,362

※2020年度は2020年4月30日現在の住基人口。2025年度以降は予測。

（出典：南相馬市幼稚園・保育園等のあり方に関する課題・対応方針）

② 公立施設の老朽化等

公立施設14施設のうち、老朽化施設は7園、休園施設は5園ある。

■公立施設一覧

名称	区分 老朽化・休園	主な構造	竣工 年度	耐用 年数	経過 年数
おだか認定こども園	—	S造平屋建て	2019	34	1
原町あずま保育園	老朽化	RC造平屋建て	1973	47	47
原町さくらい保育園	老朽化	壁式PC造平屋建て	1975	47	45
原町なかもち保育園	休園（H23年度～）	木造平屋建て	1971	22	49
大甕幼稚園	老朽化	RC造平屋建て	1977	47	43
高平幼稚園	老朽化	RC造平屋建て	1977	47	43

太田幼稚園	休園（H23 年度～）	RC 造平屋建て	1978	47	42
石神第一幼稚園	休園（H23 年度～）	RC 造平屋建て	1979	47	41
石神第二幼稚園	休園（H23 年度～）	RC 造平屋建て	1978	47	42
かしま保育園	—	木造平屋建て	2006	22	14
かみまの保育園	老朽化	木造平屋建て	1966	22	54
鹿島幼稚園	老朽化	S 造平屋建て	1983	34	37
八沢幼稚園	老朽化	S 造平屋建て	1981	34	39
上真野幼稚園	休園（H30 年度～）	S 造平屋建て	1980	34	40

（3）基本的な対応方針（概要）

課題に対する基本的な対応方針として、次の4点を定めた。

①公立施設の役割と私立施設の役割

【公立施設】・市全体の幼児教育の質の向上

- ・私立施設が開所されていない地域における教育・保育の実施
- ・地域の子ども・子育ての拠点機能を担う

【私立施設】・各園の創意工夫による特色ある教育・保育の実施

②少子化等に伴う公立施設定員数の対応方針

私立施設の定員確保を最優先に公立施設定員数を設定

③公立施設の統廃合方針

ア 園児数少子化への対応方針

各学年の園児数の下限（3歳児：10人 4歳児：15人 5歳児：15人）を定め、下限に満たない学年が発生したときは「統廃合優先施設」に位置付け、検討を開始する。

イ 施設老朽化への対応方針

建物経過年数が耐用年数を迎える5年前に統廃合優先施設に位置付け、検討を開始する。

ウ 休園施設への対応方針

- ・現在休園施設を統廃合優先施設に位置付け、検討を開始する。

- ・公立施設で担うべき園児数は、将来にわたり現時点で開園している施設の定員内での受け入れが可能であるため。
- ・休園施設については、未使用期間の長期化により施設の荒廃が進んでいるため。

④今後の施設再配置と施設運営への対応方針

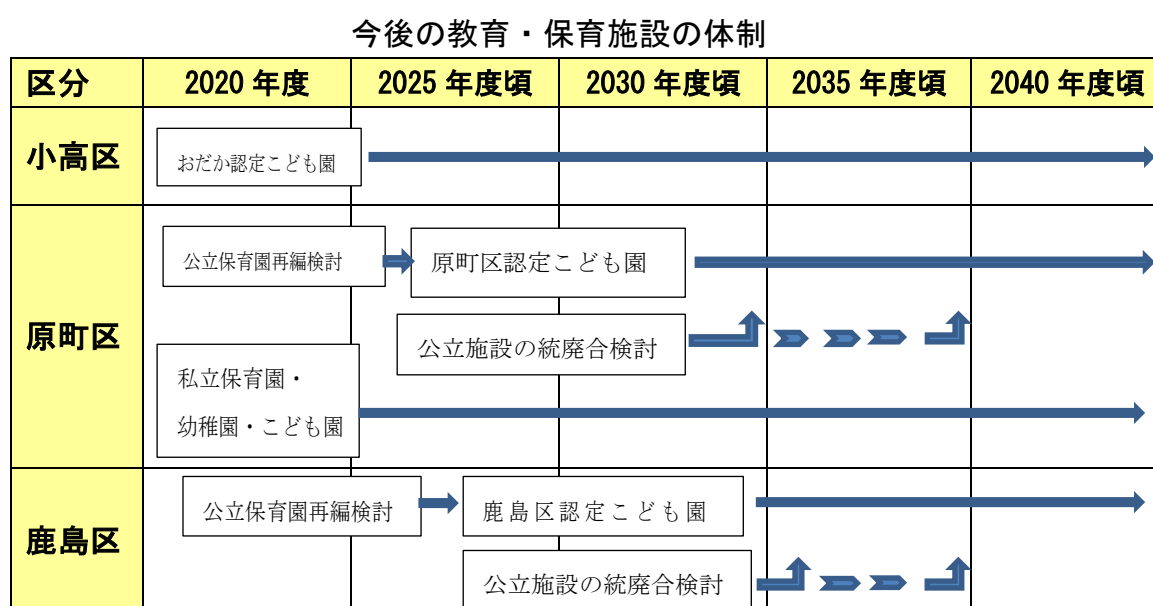
新たな施設整備・施設統廃合等も含めた施設再配置の検討及び施設運営に当たっては、次の6項目の対応方針に基づき進める。

- ・市全体の幼児教育・保育の質の向上
- ・適切な施設規模の設定

- ・ 認定こども園化の推進
- ・ 公私連携の推進
- ・ 次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進
- ・ 地域の子ども・子育て支援の拠点機能の拡充

(4) 課題・対応方針を踏まえた今後の教育・保育施設の体制

課題・対応方針を踏まえ、今後の0歳～5歳児の人口予測と休園施設・老朽化施設等の対応や認定こども園化等を進めた場合のイメージ図は下表のとおりである。なお、公立施設の再編・統廃合検討に当たっては、保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行い、進めていくものである。



※現在の教育保育施設の状況は別紙「南相馬市の教育・保育施設マップ」のとおり。

2 原町区認定こども園構想の趣旨

原町区認定こども園基本構想は、課題・対応方針に基づき、老朽化施設のうち、最優先に取り組む必要がある「原町あずま保育園」及び「原町さくらい保育園」を「公私連携幼保連携型認定こども園(注1)」とし、民間活力を導入しながら整備するため、基本的な内容を定めるものである。

(注1) 公私連携幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つ。

設置・運営主体は民間法人で、市町村とあらかじめ協定を締結し、公私連携法人としての指定を受け、市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市町村との連携の下に適正な運営を行う施設。

3 原町あずま保育園・原町さくらい保育園の概要

区分	原町あずま保育園	原町さくらい保育園
所在地	原町区東町三丁目7-4	原町区桜井町一丁目153
開設年月日	昭和26年4月	昭和51年4月
敷地面積	3,424㎡	3,157㎡
利用定員	115人	75人
職員数	31人	15人
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 園舎耐用年数47年を経過。 園庭が狭く、園児同士の外遊びに配慮が必要。 園駐車場が狭く、また園舎が一方通行に面するなど保護者送迎時混雑が常態化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 園の土地は民間から借り上げている。 園への進入路が狭く、交互通行ができない。 子どもの減少等により受入年齢児が3歳児から5歳児まで。 今後3年で園舎耐用年数47年を経過する。

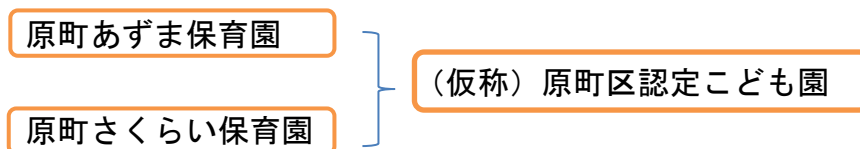
4 原町あずま保育園及び原町さくらい保育園の幼保連携型認定こども園への再編

(1) 各計画の位置付け

南相馬市復興総合計画後期基本計画	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画
◇政策の柱1「教育・子育て」 幼保の充実に向けた取組として利用者の立場に立った保育サービスの充実を図ることとし、認定こども園の整備を掲げている。	◇教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 今後、幼保の設置、再編、統廃合を行う際は、認定こども園への移行を前提に検討していくこととしている。

(2) 幼保連携型認定こども園への再編

原町あずま保育園と原町さくらい保育園の施設の老朽化、立地上の課題等を解消するとともに、利用者が利用しやすい保育施設である幼保連携型認定こども園へ再編する。



5 施設整備について

(1) 施設整備の基本的な考え方

施設整備は公私連携法人が行うことを予定している。公私連携幼保連携型認定こども園においては、就学前教育の充実に向けて、本市が目指す教育・保育を提供するため、公私連携法人との協定の中に、次の基本的な考え方として盛り込むとともに、施設整備の基本的な考え方として示すものである。

- ① 安心・安全な施設
- ② 豊かな心と健やかな体ができる施設
- ③ つながり（家庭と地域・幼保小の連携）ができる施設
- ④ 保護者の子育ての意欲や自信を高めることができる施設

（２）施設定員

課題・対応方針において、今後、本市の0歳～5歳児の人口減少が予測される中で、私立施設の定員確保を最優先の方針の下、施設整備に当たっては、現在の原町あずま保育園及び原町さくら保育園の園児数、今後の市内の子どもの人口推移を勘案して、施設定員160人とする。

なお、利用定員は、公私連携法人との協定の中で定める。

■施設定員内訳

【単位：人】

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定				16	20	20	56
2号認定	0	0	0	16	20	20	56
3号認定	12	18	18	0	0	0	48
計	12	18	18	32	40	40	160
学級数				2	2	2	6

（３）想定事業費

約9.5億円（おだか認定こども園（6.8億円）を参考）

（費用内訳：工事費5.7億円、設計委託等0.6億円、備品等0.4億円）

（４）費用負担

公私連携法人は工事費・備品等を負担し、市は土地造成費を負担する。

※市は、公私連携法人の施設整備に当たり、国・県と連携を図りながら、必要な支援を行います。

6 建設候補地

原町あずま保育園及び原町さくら保育園の立地地区や施設定員を基に算出した施設規模（約5,000㎡）から、これら2つの園が立地する地区及びその隣接地区等の中から候補地を挙げ、今後、選定するものである。

候補地選定に当たっては、敷地規模、災害想定区域、交通アクセス及び周辺環境との調和などの基準を定めて行うものである。

なお、土地の貸付け条件等については、候補地選定後、別に定める。

7 整備・運営の手法（民間活力導入）

（１）財政負担の視点

公立施設の老朽化対策の一つとして、新たな施設を建設することは本市の厳し

い財政状況下では困難である。

また、自治体が当該施設の建設を行う場合は国・県の補助金を活用することができず、全て自治体負担となる。

一方、民間事業者が当該施設の建設を行う場合は、国・県からの財政支援がある。さらに、当該施設の運営にあつて公立施設は全額自治体負担、私立施設は国・県・市からの財政支援がある。

(2) 法的根拠に基づく運営方法の視点

幼保連携型認定こども園は、教育基本法第6条の法律に定める学校に位置付けられ、民間活力を導入する場合は民設民営方式のみになる。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)第12条において、自治体のほか学校法人、社会福祉法人が設置できるとされ、また、認定こども園法第34条において、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を行うことができるものを学校法人又は社会福祉法人に限り認めている。

認定こども園の設備・運営は、運営主体が公立・私立に関わらず法的基準により定められている。

(3) 公私連携の導入

原町区認定こども園の整備及び運営は、市財政負担の軽減や公正・公平な手続での公私連携法人選定や市と公私連携法人との協定において市が運営に関与することでの保育の継続性の担保、また自治体財産の廉価での貸付け等により民間事業者の参入促進や効率的な施設整備が可能であることなどから、公私連携(民設民営)を導入する。

■幼保連携型認定こども園の設置・運営主体可否、財政負担等比較

項目	設置者	運営者	可否	自治体財政負担	
				施設整備費	運営費
公設公営	国 地方公共団体	国 地方公共団体	○	全額自治体負担	全額自治体負担
公設民営	国 地方公共団体	学校法人 社会福祉法人	×	—	—
民設民営	学校法人 社会福祉法人	学校法人 社会福祉法人	○	国 2/3 市 1/1 2 事業者 1/4	国 1/2 県 1/4 市 1/4

※子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村適用、通常補助は国 1/2 市 1/4 事業所 1/4

8 公私連携法人の選定・協定・指定

公私連携法人の選定、協定及び指定については、次のとおり進める。

(1) 公私連携法人の選定

公私連携法人の選定に当たっては、法律上特段の規定はないことから、(仮称)南相馬市公私連携選定委員会(構成委員:弁護士・学識経験者・保護者代表など)を設置し、運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人か否かなどの基準を設け、公正な選定を行う。

(2) 公私連携法人との協定

認定こども園法第34条第2項の規定に基づき、市は公私連携法人として指定するに当たっては、あらかじめ市と次の事項の協定を締結する。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(3) 公私連携法人の指定

認定こども園法第34条第1項の規定に基づき、市長は公私連携幼保連携型認定こども園の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるものを、その申請により公私連携法人として指定する。

9 移行準備について

市では、原町あずま保育園及び原町さくら保育園を原町区認定こども園へ円滑な移行・引継ぎを行うとともに、移行による子どもたちへの影響が出ないように、また移行後の教育・保育内容について協議を行うため、市・公私連携法人・保護者による三者協議会を設ける。

10 子育て支援拠点施設整備

原町あずま保育園に併設する原町子育て支援センターについても、原町あずま保育園と同様の課題があることから、原町認定こども園施設整備と併せて、同こども園と同一又は近隣の敷地に子育て支援拠点施設整備を検討する。

11 原町区認定こども園開園後の原町あずま保育園及び原町さくら保育園の取扱い

原町区認定こども園開園後、原町あずま保育園及び原町さくら保育園からの移行がした後に、これら保育園を解体し、原町あずま保育園は公園・緑地等への活用を、原町さくら保育園は更地にして貸主へ返還する。

1 2 事業スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5～6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none">・基本構想策定・公私連携法人選定委員会設置・公私連携法人募集要項作成	<ul style="list-style-type: none">・募集要項公告・公私連携法人選定・公私連携法人との協定・公私連携法人の指定・三者協議会設置・開発行為関係・測量設計・建築設計	<ul style="list-style-type: none">・土地造成・工事	<ul style="list-style-type: none">・開園・原町あずま保育園、原町さくらい保育園解体作業など

1 3 今後の主なスケジュール

別紙「パブリックコメント手続の実施について（2 今後のスケジュールについて）」のとおり

南相馬市の教育・保育施設マップ

- 幼稚園
- 保育園
- 認定こども園
- 小規模保育事業
- 公立各園

